点検結果表(規制の事前評価)

政策の名称		特定基地局の開設計画の認定に関する規定の整備			府省名	府省名 総務省	
根拠となる法令		■法律	□政令	□府省令	□告示	□その	他
		電波法					
規制の区分		■新設等 □緩和 □					Ĕ止
点検項目		評価の実施状況					課題
分析対象期間		■設定あり □設定なし					
ベースライン		■設定あり □設定なし					
費用の分析	遵守費用	■金銭価値化	□定量化	□定性的記述	□負担なし	□分析なし	
	行政費用	□金銭価値化	□定量化	■定性的記述	□負担なし	□分析なし	
	そ の 他 の 社会的費用	□金銭価値化	□定量化	□定性的記述	■負担なし	□分析なし	
便益の分析		□金銭価値化	直化 □定量化 ■定性的記述 □分析なし			□分析なし	
-	骨用と便益の 関係の分析	□費用便益分析	□費用効果分析	□費用分析 ■	定性的な分析	□分析なし	
代替案	代替案の設定	□設定あり ■想定される代替案なし □設定なし					1)
	規制緩和の 場合	□廃止案を代替領	替案としている □廃止案を代替案としていない				
	代替案との 比較	□費用・便益では	比較 □費用で比較 □便益で比較 ■比較なし				
	ビューを行う 時期又は条件	■設定あり□設定なし					2
【課題の説明】							
① 代替案について、想定されない旨を記載しているが、本件規制の代替案を想定することは可能であるた							
め、代替案として適切な手段を明示する必要がある。具体的には、周波数移行に要する費用について、特							
定基地局を開設しようとする者の負担ではなく、電波利用料を活用することとする案等が考えられる。							
, and a second of the second o							
② レビューを行う時期又は条件について、「電波法の一部を改正する法律の施行後5年以後に、必要がある							
と認めるときは、所要の措置を講ずるものとする」と記載しているが、時期又は条件として明確になって							
いないことから、本件規制の内容に応じて適切に明示する必要がある。							